

(案)

矢橋帰帆島公園および苗鹿公園の管理運営に関する協定（基本協定）

滋賀県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成 30 年滋賀県条例第 43 号。以下「条例」という。）第 18 条第 2 項の規定に基づき、矢橋帰帆島公園および苗鹿公園（以下「公園」という。）の管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

第 1 章 総 則

（趣旨）

第 1 条 この協定は、条例第 16 条第 2 項の規定に基づき指定管理者に指定された乙が行う公園の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公園の設置の目的）

第 1 条の 2 甲は、琵琶湖流域下水道浄化センターの将来用地等を活用し、地域環境対策および地元住民を含めた住民サービスの向上を図るため、条例第 3 条第 4 項の規定により琵琶湖流域下水道に公園を付置している。

（管理運営の基本方針）

第 2 条 乙は、自らの創意工夫を活かしつつ関係主体とも連携し、効果的かつ効率的に管理運営することにより、経費の削減を図りながら公園の効用を最大限に発揮させ、利用者サービスの向上を図るとともに浄化センター周辺の環境対策に貢献し、また、利用者が下水道に親しみをもち、琵琶湖をはじめとする公共水域の水質保全など環境意識の向上が図れるよう努めるものとする。

（業務の内容）

第 3 条 甲は、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を乙に行わせる。

- (1) 特定施設（条例別表に掲げる施設）の使用の承認、公園の使用の承認、その取り消しその他の公園の施設の使用に関する業務
- (2) 公園の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) その他公園の設置の目的を達成するために必要な業務

2 前項の管理業務の細目は、別紙 1「管理業務一覧表」および別紙 2「矢橋帰帆島公園および苗鹿公園指定管理業務仕様書」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第 4 条 乙が管理する施設および備品（以下「管理物件」という。）は、別紙 3 および別紙 4 のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保つものとする。

3 乙は、管理物件を管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(案)

(指定管理者の責務)

第5条 乙は、管理業務を行うに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）、条例、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則（平成30年滋賀県規則第61号。以下「規則」という。）その他関係法令、本協定、年度協定および募集要項を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもって、これを実施しなければならない。

2 本協定、募集要項および事業計画書の間に矛盾または齟齬がある場合は、本協定、募集要項、事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事業計画書において甲が示す基準を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

(信義誠実の原則)

第6条 甲および乙は、信義に従い誠実にこの協定を履行しなければならない。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、指定の期間である令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 管理業務の実施に係る経費等

(管理料)

第8条 甲は、管理業務の実施に要する費用として、毎年度、甲の予算の範囲内で管理料を乙に支払う。

2 指定期間における前項の管理料の総額は、282,308千円（消費税および地方消費税相当額を含む。）以内とする。ただし、本協定の締結後に消費税および地方消費税の税率が改正された場合は、当該改正による収入および支出への影響（条例別表に定める額が改正されたときは、当該改正による収入への影響を含む。）を踏まえて管理料を再算定し、甲と乙で協議の上、管理料を決定する。

3 消費税および地方消費税の税率改正とは別時期に条例別表に定める額が改正され、乙が利用料金を変更する場合は、当該変更による収入への影響を踏まえて管理料を再算定し、甲と乙で協議の上、管理料を決定する。

4 リスク分担表（別紙5）で定める急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動が認められた場合は、甲が参考額を算定した際の各支出金額や指標値増減率等を踏まえて管理料を再算定し、甲と乙で協議の上、翌年度の管理料を決定する。

5 年度ごとの管理料の額は、指定期間における各年度の管理料の合計額が、第2項に規定する管理料総額の範囲内となるよう、別途締結する「年度協定」により、毎年度定めるものとする。

6 管理料の支払いは、年度ごとに甲乙協議の上作成する支払計画書に従い、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

7 甲は、乙の正当な請求があった日から起算して、30日以内に管理料を支払うものとする。

(管理料の額の変更)

第9条 前条第2項の管理料の総額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲、乙協議の上、定

(案)

めるものとする。

- 2 大規模災害時等に、甲または市町が、施設を住民等の緊急の避難等の場所として利用する場合は、当該利用により施設の通常利用ができないことによる利用料金収入の減少および不要となる管理業務費用の減額、ならびに、当該利用により乙にあらかじめ定められた管理業務以外の業務が発生した場合の当該業務に係る経費の増加を踏まえて管理料を再算定し、甲、乙協議の上、管理料を決定する。

(管理料の精算)

第 10 条 第 8 条第 5 項により定めた管理料は、当該年度における管理運営に要した経費または利用料金その他の収入に増減があっても、増額または減額をしないものとする。ただし、管理物件の修繕または改修（見積額が 1 件当たり 100 万円以上の修繕または管理物件の効用の増加を目的とした改修で、甲との協議により乙が行うこととなったものに限る。）に係る経費については、乙が提示した年度別事業計画書に基づき、甲が承認した金額（別途締結する「年度協定」において定める金額）から増減した額を、管理料に加算し、または管理料から減額するものとする。

(リスク分担)

第 11 条 管理業務を行うに当たり想定されるリスクの分担については、別紙 5 のとおりとする。

- 2 前項に定める事項で疑義がある場合または前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議の上リスク分担を決定するものとする。

(利用料金)

第 12 条 乙は、条例第 20 条第 1 項に掲げる特定施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を收受し、同条 2 項の規定により、これを乙の収入とするものとする。

- 2 乙は、条例第 20 条第 3 項の規定に基づき、条例に定める額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。
- 3 乙は、利用料金による収入については、管理業務を遂行するために必要と認められる経費に充当するものとする。
- 4 乙は、利用料金を施設の使用の開始までに徴収するものとする。ただし、乙が必要と認める場合は、別に納期を定めて徴収することができる。
- 5 乙は、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る特定施設を使用できない場合を除き、一旦納付された利用料金は、使用者に還付しないものとする。ただし、乙が必要と認める場合は、甲の承認を得て、利用料金を還付することができるものとする。
- 6 乙は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ甲の承認を受けて利用料金の減免をすることができるものとする。
- 7 乙は、利用料金の額、支払い方法等につき、利用者への十分な周知に努めるものとする。

(利用料金の額の変更)

第 13 条 乙は、前条第 2 項の利用料金の額を変更しようとするときは、額を変更しようとする日の 3 月前までに、甲の承認を得なければならない。

(案)

(その他の収入)

第 14 条 乙は、管理業務の実施に伴い、利用料金以外の収入がある場合は、甲の収入とすることを条件として収入するものを除き、これを乙の収入とする。

(区分経理)

第 15 条 乙は、管理業務に係る収入および支出について、乙の他の口座とは別の口座で管理し、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理しなければならない。

第 3 章 管理業務の実施

(管理運営目標)

第 16 条 乙は、管理業務を行うに当たっては、次の管理運営目標が達成できるよう努めなければならない。

(1) 指定期間内の有料施設利用者数が以下の目標利用者数を超えること。

目標利用者数	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
人数	16 万人	17 万人	18 万人	19 万人	20 万人

- 2 乙は、毎年度、前項の管理運営目標の達成状況および目標の達成のために取り組む具体的内容について、甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、管理運営目標の達成状況を把握するため、随時、乙に対して報告を求め、または実地に調査をすることができる。
- 4 甲は、前 2 項に規定する報告または調査の結果、管理運営目標の達成のために必要と認めるときは、管理業務の改善等について指示を行うことができる。

(開業準備)

第 17 条 乙は、指定期間の開始に先立ち、本業務の実施に必要な資格者および人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、指定期間の開始に先立ち、甲に対して管理物件の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(事業計画書等)

第 18 条 乙は、年度ごとに、あらかじめ次に掲げる内容を記載した年度別事業計画書を作成し、各年度の前の年度の 9 月末日までに（令和 9 年度の事業計画書については、本協定の締結後速やかに）甲に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 事業実施計画
- (2) 人員配置計画
- (3) 収支計画

(案)

(4) その他甲が指示する事項

- 2 甲は、前項の規定により提出された事業計画書について、必要があると認めるときは、乙に対してその変更を指示することができる。
- 3 乙は、第1項の規定により提出した事業計画書を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。ただし、経費の配分の変更については、この限りでない。

(モニタリングの実施)

第19条 甲および乙は、乙が行う管理業務の実施状況、乙の経理の状況等を把握し、公園の良好な管理運営を確保するために、次に掲げるモニタリングを行うものとする。

- (1) 乙は、管理業務の実施状況等について自ら日常的に確認するとともに、公園の良好な管理運営を確保するため、日報等に記録し、その結果を活用する。
- (2) 乙は、甲が別に定める事項について、月ごとの月例業務報告書を作成し、翌月10日までに甲に提出し、甲は、月例業務報告書および第22条に基づく事業報告書等をもとに、別に定める「矢橋帰帆島公園および苗鹿公園の管理業務の基準」その他業務水準の達成状況を確認する。
- (3) 甲は、必要があると認める場合、管理業務の実施状況等について、随時、乙に報告を求める。
- 2 甲および乙は、前項のモニタリングの結果をもとに、毎年度、少なくとも年に2回以上、乙が行う管理業務の実施状況、乙の経理の状況等について、実地に調査する。
- 3 モニタリングの実施に係る費用は、乙の負担とする。
- 4 モニタリングの結果、乙の業務が要求水準を維持していないと判断した場合、甲は、業務の改善等必要な指示を行うものとする。
- 5 乙は、前項に定める指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 6 乙は、次に掲げる帳簿類を作成して常備し、常に管理業務の実施状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(1) 文書管理簿

(2) 出納簿

(3) 支出証拠書類簿

(4) 業務記録

ア 公園管理業務日誌

イ 特定施設利用料出納明細書

ウ 施設台帳

エ 備品台帳

オ 公園運営管理年報

(5) その他甲が必要と認めるもの

(施設利用者アンケート等の実施)

第20条 乙は、管理業務に反映して施設利用者の利便性を向上させる等の観点から、施設利用者の日常的な意見・苦情等を聴取するとともに、施設利用者に対する満足度調査を年に1回以上実施し、その結果および業務改善の状況について甲に報告するものとする。

(案)

(意見交換の実施)

第 21 条 甲と乙は、公園の管理業務の実施に必要な調整、情報および課題の共有等を目的として、定期的に意見交換を実施するものとする。

(事業報告書)

第 22 条 乙は、甲が別に定める事項について、毎年度終了後 30 日以内に事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。

(委託等の禁止)

第 23 条 乙は、管理業務を行うに当たり、当該業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができる。

2 前項の承認を受けて、乙が管理業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、全て乙の責任および費用において行うものとし、当該業務に関して、乙が委託し、または請け負わせる第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害および追加費用については、全て、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害および追加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(委託契約等における暴力団の排除措置)

第 24 条 乙は、管理業務を行うに当たり、相手方が暴力団または暴力団員と知りながら、委託契約や物品購入契約等を締結してはならない。

(秘密の保持)

第 25 条 乙は、管理業務の実施に伴い知り得た情報をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的のために使用してはならない。指定の期間が満了し、または指定が取り消された後においても同様とする。

2 乙は、その使用する者に対し、公園の管理業務に従事する期間または従事しないこととなった以後の期間においても、管理業務の実施に伴い知り得た情報をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的のために使用しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の保護)

第 26 条 乙は、管理業務を行うに当たり、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策の実施)

第 27 条 乙は、管理業務を行うに当たり、情報セキュリティに関する遵守事項を別に定め、これにより、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(案)

- 2 前項の遵守事項を定めるに当たっては、乙は、甲と協議するものとする。当該遵守事項を変更する場合も同様とする。

(適正な行政手続)

第 28 条 乙は、管理業務の執行に当たっては、滋賀県行政手続条例（平成 7 年滋賀県条例第 40 号）の規定に基づいた手続により行うものとし、同条例の規定に基づき審査基準、標準処理期間および処分基準を定めておかなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により審査基準、標準処理期間および処分基準を定めたときは、これらを事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(文書の管理・保存)

第 29 条 乙は、管理業務の実施に伴い作成し、または取得した文書、図画、写真および電磁的記録（以下「管理文書」という。）について、文書の管理に関する規程等を別に定め、これにより、適正に管理・保存することとし、指定の期間が満了し、または指定の取消を受けた後に甲の指示に従って引き渡すものとする。

- 2 前項の規程等を定めるに当たっては、乙は、甲と協議するものとする。当該規程等を変更する場合も同様とする。

(情報公開)

第 30 条 乙は、乙が管理している管理文書の公開については、情報公開に関する規程等を別に定め、これにより行うものとする。

- 2 前項の規程等を定めるに当たっては、乙は、甲と協議するものとする。当該規程等を変更する場合も同様とする。

(管理物件の現状変更)

第 31 条 乙は、管理業務を実施するために管理物件の新設、増築、改築、移設、改造その他の現状変更をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けた上、乙の負担で実施するものとする。

- 2 前項の場合において、乙は、当該現状変更部分について、将来にわたってその権利を主張しないものとする。
- 3 第 1 項の規定により甲の承認を受けた管理物件については、別紙 3 および別紙 4 に記載されているものとみなす。

(管理物件の維持補修)

第 32 条 管理物件の本来の効用を維持するために必要な修繕については、見積額が 1 件につき 100 万円（消費税および地方消費税を含む。以下同じ。）以上のものについては甲の負担と責任において実施するものとし、1 件 100 万円未満のものについては乙が自己の負担と責任において実施するものとする。

- 2 管理物件の効用の増加を目的とした改修については、甲の負担と責任において実施するものとする。
- 3 前 2 項の規定により、甲の負担と責任において実施するものとされる修繕または改修についても、管理業務と一体として実施することが適当と認められる場合は、甲乙協議の上、甲の負担において乙に実施させることができる。

(保守点検)

第 32 条の 2 管理業務として行う各種保守点検については、「滋賀県県有施設点検マニュアル」に示す点検内容と同等以上の点検を毎年 1 回以上行い、その結果を毎年 8 月末日までに甲に報告するとともに、施設の実情に応じた適切な保守点検業務を行うものとする。

(備品の取扱い)

第 33 条 第 4 条の規定により乙が管理する備品が、経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合は、当該備品と同等の機能および価値を有するものの見積額が 1 件当たり 100 万円以上のものについては、甲の負担と責任において購入または調達するものとし、1 件当たり 100 万円未満のものについては、乙が自己の負担と責任において購入または調達するものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づき備品を購入または調達したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 3 乙が第 1 項の規定に基づき購入または調達した備品の所有権は、甲に帰属するものとする。
- 4 甲または乙が第 1 項の規定に基づき購入または調達した備品は、管理物件として別紙 2 に記載されているものとみなす。
- 5 甲は毎年度、4 月 1 日時点における管理物件の備品一覧を乙に交付するものとする。

(管理物件のき損等)

第 34 条 乙は、管理物件が滅失し、またはき損したときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する滅失またはき損が自己の責めに帰すべき事由による場合は、乙の負担で速やかに原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の規定により乙が原状回復した管理物件は、別紙 3 および別紙 4 に記載されているものとみなす。

(保険契約)

第 35 条 甲は、甲の所有に属する施設のうち必要なものについて、火災保険契約（火災、落雷、破裂および爆発による損害ならびにこれに関連する損害を対象とする保険契約をいう。）を締結するものとする。

- 2 乙は、管理業務の実施にあたり、施設賠償責任保険を付保するものとするとともに、その他必要な保険を付保するものとする。

(第三者の損害の負担)

第 36 条 乙は、管理業務の執行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により公園の利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、甲がその損害を賠償したときは、甲は乙に対して、賠償した金額およびその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(事故の報告)

第 37 条 乙は、公園において、利用者の被災、災害その他の事故等が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その状況を甲に報告しなければならない。

(案)

(県内事業者への配慮)

第 38 条 乙は、管理業務を行うに当たって第三者との取引を行う場合は、県内事業者を優先するよう努めるとともに、規格、品質、価格等が適した県産品がある場合は、これを優先して購入するよう努めるものとする。

(環境への配慮)

第 39 条 乙は、管理業務を行うに当たっては、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

- (1) 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄に当たっては、資源の有効活用や適正処理を図ること。
- (2) 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組を推進すること。
- (3) 有害化学物質・廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。
- (4) 業務に関わる者に対して、環境の保全および創造に関する教育および学習の推進に努めること。

(雇用における配慮)

第 40 条 乙は、職員の採用に当たっては、本人の適性、能力以外の事項を条件にすることなく、幅広く応募できるよう配慮するものとする。

2 乙は、障害者の雇用について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づき、国および地方公共団体に義務づけられている雇用率と同等の雇用率を達成できるよう努めるものとする。

(人権への配慮)

第 41 条 乙は、公正な採用選考、人権研修の実施その他人権に配慮した業務遂行に努めるものとする。

(管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第 42 条 乙は、管理業務の継続が困難となった場合またはそのおそれが生じた場合は、直ちにその旨を甲に申し出なければならない。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合またはそのおそれが生じた場合は、甲は、乙に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善計画書の提出およびその実施を求めることができる。
- 3 不可抗力その他甲または乙の責めに帰することができない事由により管理業務の継続が困難となった場合は、甲と乙は、管理業務の継続の可否について協議するものとする。

第 4 章 指定期間満了以前の指定の取り消し等

(指定の取消しおよび業務の停止)

第 43 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部もしくは一部の停止を命じることができる。

- (1) 乙が、乙の責めに帰すべき事由により、この協定もしくは年度協定に定める事項を履行しないとき、または履行できる見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が、関係法令、条例および規則またはこの協定の規定に違反したとき。
- (3) 指定管理者の指定手続または管理業務の実施に当たり、乙に不正の行為があったとき。

(案)

- (4) 乙が、正当な理由がないのに管理業務に関する甲の指示に従わないとき。
 - (5) 乙が、前条第2項の改善勧告に対し、定められた期間内に改善計画書を提出せず、または改善計画書に定められた事項を実施しなかったとき。
 - (6) 乙が、管理業務に関して甲が求めた報告を行わず、もしくは実地調査等を拒否または妨害したとき。
 - (7) 倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始もしくは特別清算開始の申立または手形交換所による取引停止処分をいう。）もしくは財務状況が著しく悪化したことによって管理業務の遂行が困難と認められ、または著しく社会的信用を損なう等により指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
 - (8) 乙が、矢橋帰帆島公園および苗鹿公園指定管理者募集要項に明示した申請資格を満たさなくなったとき。
 - (9) 乙から指定取消しの申入れがあったとき。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失または追加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。
- 3 乙は、第1項第1号から第8号までに該当すると認めるときは、直ちにその旨を甲に申し出なければならない。

(管理料の返還)

第44条 乙は、前条の規定により指定を取り消されたとき、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により管理料の全部または一部を返還しなければならない。

第5章 指定管理者の交代

(施設等の引渡し)

- 第45条 乙は、指定管理者の指定期間が満了し引き続き指定管理者として指定されなかったとき、または第43条により指定管理者の指定を取り消されたときは、管理物件を甲の指定する期日までに原状を回復した上で甲に引き渡さなければならない。ただし、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復を行わず、別途甲が定める状態で甲に引き渡すことができるものとする。
- 2 前項の場合において、乙は、甲に対し管理物件に投じた必要費、有益費その他の費用の償還を請求しないものとする。

(管理業務の引継ぎ)

- 第46条 乙は、指定管理者の指定期間が満了後、もしくは指定管理者の指定の取消し後において、公園の管理が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲が定める期間内に甲または甲が指定した者に対して管理業務の引継ぎを行わなければならない。ただし、乙が引き続き指定管理者となる場合は、この限りでない。
- 2 甲は、必要と認める場合には、指定期間の終了に先立ち、乙に対して甲または甲が指定する者による管理物件の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

第6章 その他

(管理業務の範囲外の業務)

第 47 条 乙は、公園の設置目的を妨げず、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施しようとする場合は、甲に対して自主事業実施計画書を提出し、事前に自主事業承認基準に基づく甲の承認を受けなくてはならない。その際、甲は必要に応じて、乙に対し説明を求めることができるものとする。

3 乙が自主事業を実施した場合は、毎年度終了後に参加者の状況、事業成果および経理状況等を甲に報告しなければならない。

4 甲は前項の報告を受けた場合において、改善が必要な事項があったときは、乙に対し、必要な指示を行うものとする。

5 乙は、その管理する施設の設置目的の範囲を超える自主事業を実施しようとするときは、当該自主事業の実施前に甲から地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。

6 甲は、第 2 項の承認をするに当たって、実施条件を付することができるものとする。

7 乙は、自主事業を実施するために特定施設を使用する場合は、使用に係る施設の利用料金を負担するものとする。

(ネーミングライツ)

第 48 条 甲は、指定期間内に公園においてネーミングライツを導入する場合は、その旨を乙に通知するものとする。

2 前項の通知があった場合、乙は、ネーミングライツパートナーが定める愛称の定着に努めるものとし、乙が行う公園の広報等において当該愛称を用いるとともに、イベント等の広報等において愛称が使用されるよう、主催者や施設利用者等に徹底するものとする。

3 第 1 項の通知があった場合、乙は、ネーミングライツパートナーにより設置された看板等の安全性を点検により確認するものとする。

(損害賠償)

第 49 条 乙は、管理業務の執行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第 43 条により指定を取り消され、または管理業務の全部または一部の停止を命ぜられた場合において、甲に損害が発生したときは、その損害を賠償しなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第 50 条 乙は、定款、事務所の所在地、代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく、変更したことを証する書類を添付の上、甲に届け出なければならない。

(年度別の協定)

第 51 条 年度別の管理業務の内容およびこれに係る管理料等必要な事項については、毎年度締結する年度協定

(案)

において定めるものとする。

(担当職員および緊急時連絡先の通知)

第 51 条の 2 甲および乙は、本業務を担当する職員と緊急時の連絡先を定め、協定の期間が開始するまでに、それぞれに通知するものとする。また、これを変更しようとするときは、その旨をあらかじめ通知するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 52 条 乙は、この協定によって生じる権利および義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、またはその権利を担保に供してはならない。

(協定の改定)

第 53 条 公園の管理に関し、特別の事情が生じたときは、甲乙協議の上でこの協定を改定することができる。

(管轄裁判所)

第 54 条 この協定について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第 1 審の裁判所とする。

(疑義等の解決)

第 55 条 この協定に定める事項の解釈について疑義が生じたときまたはこの協定に定めのない事項で必要があるときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 三日月 大 造

乙